

被災された方のための 生活支援情報

第 40 号
平成 25 年 12 月 25 日
仙台市復興事業局生活再建支援室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

東部津波浸水区域における支援制度の 拡充を行います

震災における津波浸水区域で被災された方のための住宅再建支援制度について、次のとおり補助対象経費を拡充します（表の★は新設）。

	補助対象区域	補助対象経費
現地再建	平成23年3月11日の津波浸水区域（災害危険区域を除く）	建設 ①住宅建設にかかる借入利子相当額＝上限250万円 ★②住宅建設等経費に対する直接補助＝上限100万円（①を受ける場合は上限50万円）
		修繕 ★③住宅修繕にかかる借入利子相当額＝上限100万円 ★④住宅修繕経費（100万円を超える部分に限る）に対する直接補助＝上限50万円（③を受ける場合は上限25万円）
移転再建	災害危険区域および津波防災施設整備後も浸水が予想される地域	⑤引っ越し費用（上限78万円） ⑥住宅建設等にかかる借入利子相当額（上限444万円） ⑦住宅用地の購入にかかる借入利子相当額（上限264万円） ★⑧住宅建設等経費に対する直接補助＝上限100万円（⑥または⑦を受ける場合は上限50万円）
		⑨引っ越し費用（上限20万円） ⑩住宅建設等にかかる借入利子相当額（上限250万円） ⑪住宅用地の購入にかかる借入利子相当額（上限150万円） ★⑫住宅建設等経費に対する直接補助＝上限100万円（⑩または⑪を受ける場合は上限50万円）
	平成23年3月11日の津波浸水区域のうち、上記以外の区域	

◆拡充する支援の申請受け付けは平成26年2月からの開始を予定しています。また、拡充する支援については支援開始前に既に住宅を再建した場合についても

さかのぼって適用します

◆詳しい支援内容や受付開始日、申請方法などについては、対象となる方へ直接郵送するほか、市ホームページなどでお知らせする予定です

問い合わせ 災害危険区域において被災された方は移転推進課 ☎214・8805、その他の補助対象区域の方は事業調整課 ☎214・8305

被災宅地復旧工事助成金制度の申請受付期限を延長します

被災宅地復旧工事助成金制度の申請受付期限を、平成27年3月31日まで延長します。

制度の対象となる宅地は、市が震災後に実施した被災宅地危険度判定において「危険」もしくは「要注意」と判定を受けたもの、または市が同等の被害状況にあると確認した被災宅地です。なお、被災宅地危険度判定等、被災宅地の確認調査はすでに終了しています。

復旧の進め方も含めご相談に応じていますので、申請を予定されている方はお問い合わせください。

問い合わせ 宅地保全調整課 ☎214・8455

震災後の生活困りごとと、こころの健康相談

司法書士、保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じます（予約制）。

◆日時＝1月14日(火)13:00～16:00

◆会場＝宮城県司法書士会館（仙台市青葉区春日町8-1）

申し込み 電話で宮城県司法書士会館 ☎263・6755（9:00～17:00。12/28～1/5を除く）

問い合わせ 仙台市精神保健福祉総合センター ☎265・2191

※裏面にもお知らせがあります

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)

太白区役所 ☎247・1111(代)
泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城総合支所 ☎392・2111(代)
秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/>
仙台市携帯電話用ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/m/>

親子^デアートサロン

被災されたお子さんと保護者が対象の催しです。
声を出しながら描く不思議なパステル画を作りましよう。

◆日時＝1月26日(日)10:30～12:00

◆会場＝仙台市市民活動サポートセンター（青葉区
一番町4-1-3）

◆定員＝20人程度〔抽選〕

申し込み ファクスまたはEメールに保護者氏名、電話番号、参加人数、参加者全員の年齢を記入して1月25日までに東日本臨床美術 りぼん ☎090・2365・2332、FAX384・2328、Eメールfumiko-922@crocus.ocn.ne.jp

問い合わせ エル・パーク仙台 ☎268・8300

感染性胃腸炎・インフルエンザに注意しましょう

■感染性胃腸炎（ノロウイルス等）

例年12月の中旬頃が流行のピークです。感染性胃腸炎のなかでもノロウイルスによるものは、感染力が強いことから、特に注意が必要です。

【感染防止対策】

●手洗いを励行しましょう。特に食事の前、トイレの後、おむつの交換の後などには石けんと流水でよく手を洗いましよう

●食品は十分に加熱調理（85℃、1分間以上）しましよう

●嘔吐・下痢などの症状が出たとき、ふん便、吐物の処理は、使い捨てのマスクと手袋を着用し、汚物中のウイルスが飛び散らないよう注意しましよう。その際は、手すり、ドアノブ、床等も清拭しましよう。消毒には塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）が有効です

■インフルエンザ

例年12月～3月頃に流行し、いったん流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が広がります。

【感染防止対策】

●手洗いを励行しましよう。特に食事の前、トイレの後、外出から帰った時などには必ず石けんと流水できちんと手を洗いましよう

●咳などの症状がある方はマスクを着用し、感染拡大防止に努めましよう

●自分や家族の体調を管理し、健康な身体を維持しましよう

●室内の換気を定期的に行うとともに、加湿等により適度な湿度を保ちましよう

●予防接種は発症する可能性を減らし、もし発症しても重症化を防ぎます

問い合わせ 区役所保健福祉センター管理課（☎は表面下欄）、感染症対策課 ☎214・8029

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局生活再建支援室 ☎214・8559までご連絡ください。